

令和2年度第1回南部町介護保険運営協議会	
令和2年9月24日(木) 午後6時～	資料4

## 議事 4

第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の  
策定について

南部町介護保険運営協議会

## 議事 4

### 第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について

#### 1 計画策定の背景

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が2000（平成12）年創設されました。

しかし、わが国の少子高齢化は急速に進行しており、2019（令和元）年10月1日現在で、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は28.4%（内閣府「令和2年版高齢社会白書」）となっています。また、2025（令和7）年にいわゆる団塊の世代すべてが75歳を迎えることから、高齢化率の上昇に加え、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、さらには認知症高齢者の一層の増加が見込まれています。

こうした社会情勢のなかで、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自身の能力に応じ自立した日常生活を営むために、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活のための支援が包括的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」を構築し、各地域の実情に応じて推進されてきました。

また、2017（平成29）年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずるなど、介護保険制度の見直しが行われました。

2025（令和7）年が近づくなかで、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年には、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が必要となります。

こうした状況を踏まえ、計画策定のための「基本指針」に沿って2025（令和7）年及び2040（令和22）年における目標を示した上で、基本的事項を定めるとともに地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保や地域支援事業の実施が計画的に図られるよう「第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定します。

## 2 計画の法的位置付け

「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」（本町の『介護保険事業計画』）と、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づく「市町村老人福祉計画」（本町の『高齢者福祉計画』）の二つの計画を、一体的に策定するものとなります。

この計画は 3 年を 1 期として計画内容を見直す必要があり、本年度、新たに令和 3 年度から令和 5 年度を計画期間とする第 8 期計画の策定を行います。

## 3 第 8 期計画において記載を充実する事項（基本指針）

国の社会保障審議会介護保険部会（第 91 回 令和 2 年 7 月 27 日開催）で、第 8 期計画の基本指針が示され、記載を充実する事項として、次の 7 つがあげられました。基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

### （1）2025 年・2040 年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

いわゆる団塊世代が 75 歳以上となる 2025（令和 7）年、更にはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040（令和 22）年の高齢化の状況及び介護需要を予測し、第 8 期計画で具体的な取組内容や目標を計画に位置付けることが必要となっています。

なお、サービスの基盤整備を検討する際には介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を図る必要があります。

### （2）地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

この理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要となります。

### （3）介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められます。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、また、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組みも進められているところです。

こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めることが必要です。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、2025（令和7）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。

このため、第8期計画に介護人材の確保について取組方針等を記載し、計画的に進めるとともに、県と町が連携しながら進めることが必要です。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて、災害や感染症対策に係る体制整備や、介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施、関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制等をあらかじめ整備していくことが必要です。

社会保障審議会介護保険部会（第91回） 令和2年7月27日 資料2-1より

## 4 目次構成（案）

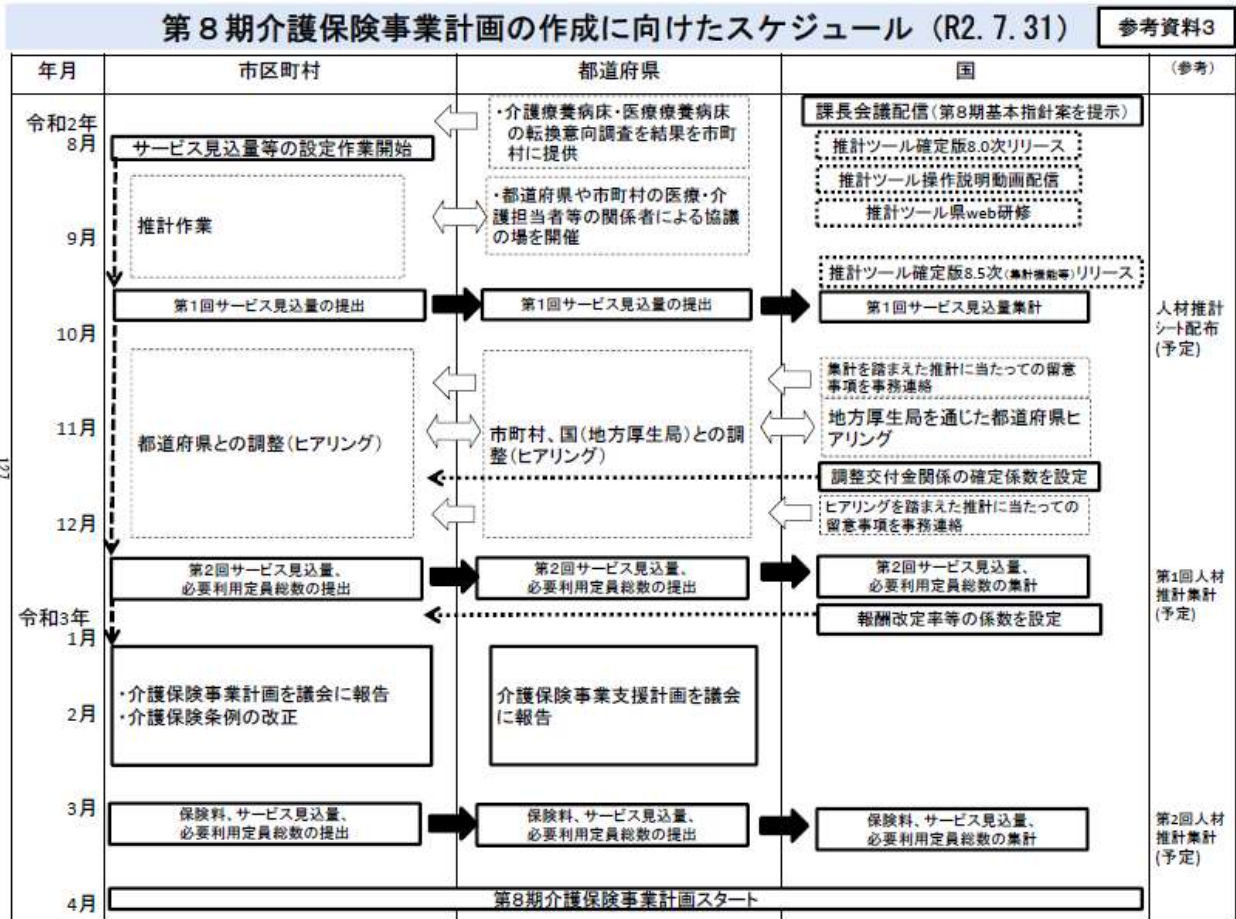
厚生労働省より、令和2年7月に示された基本指針の構成に基づいて、本町では下記の目次構成で第8期計画を策定していきます。

章	大項目	中項目
第1章	計画策定にあたって	1 計画策定の趣旨 2 計画の性格と策定体制等 3 日常生活圏域の設定 4 南部町の高齢者を取り巻く状況 5 前期計画の施策評価
第2章	基本理念と重点施策	1 基本理念 2 重点施策 3 施策体系図
第3章	高齢者関連施策の展開	重点施策別の展開 I 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 II 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 III 介護サービス等の充実・強化 IV 認知症施策の推進 V 高齢者が安心して暮らせるまち・住まいの基盤整備 VI 健康の維持・増進 VII 高齢者の社会参加と生きがいのづくりの支援
第4章	介護サービス量等の見込みと保険料	1 保険料の推計手順 2 保険給付費の見込み 3 介護保険事業に係る給付費の財源の仕組み 4 保険料の所得段階別設定 5 第8期保険料基準額
第5章	計画の推進等	1 計画運用に関するPDCAサイクルの推進 2 計画の進行管理及び評価体制 3 保険者機能強化に向けた交付金に係る評価指標の活用 4 介護保険制度の周知 5 庁内関係部局との連携・協働
資料編		1 アンケート結果の概要 2 南部町介護保険運営協議会設置要綱 3 南部町介護保険運営協議会委員名簿 4 南部町介護保険事業計画の策定経過

## 5 策定スケジュール

厚生労働省より、令和2年7月に示された国の策定スケジュールは下記のとおりです。本町ではこのスケジュールに基づいて、下記のスケジュールで第8期計画を策定していきます。

### ■国スケジュール



全国介護保険担当課長会議 (令和2年7月31日) 資料より

■南部町スケジュール

時 期	内 容
<b>◆令和元年度</b>	
1月～3月	計画策定に係る各種調査の実施
<b>◆令和2年度</b>	
4月～8月	計画策定に係る各種調査の分析
9月24日	<b>【第1回南部町介護保険運営協議会】</b> 1. 高齢者を取り巻く現状 2. 各種調査の結果 3. 基本指針等（国） 4. 目次構成（案） 5. 策定スケジュール
9月30日	第8期介護保険事業計画策定に係る市町村ヒアリング（青森県庁）
11月5日	<b>【第2回南部町介護保険運営協議会】</b> 1. 基盤整備 2. 計画書（素案）
12月17日 （予定）	<b>【第3回南部町介護保険運営協議会】</b> 1. 主な取組み 2. 給付費推計 3. 保険料算定（1回目）
1月14日 （予定）	<b>【第4回南部町介護保険運営協議会】</b> 1. 計画書（計画案） 2. 保険料算定（2回目）
1月下旬	パブリックコメント
2月18日 （予定）	<b>【第5回南部町介護保険運営協議会】</b> 1. パブリックコメントの結果 2. 計画書（最終案）
3月	計画完成、条例改正



<参考資料>

## 介護保険事業(支援)計画について

○ 保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

### 国の基本指針(法第116条、7期指針：平成30年3月厚生労働省告示第57号)

○ 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める

※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

### 市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)  
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

### 保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

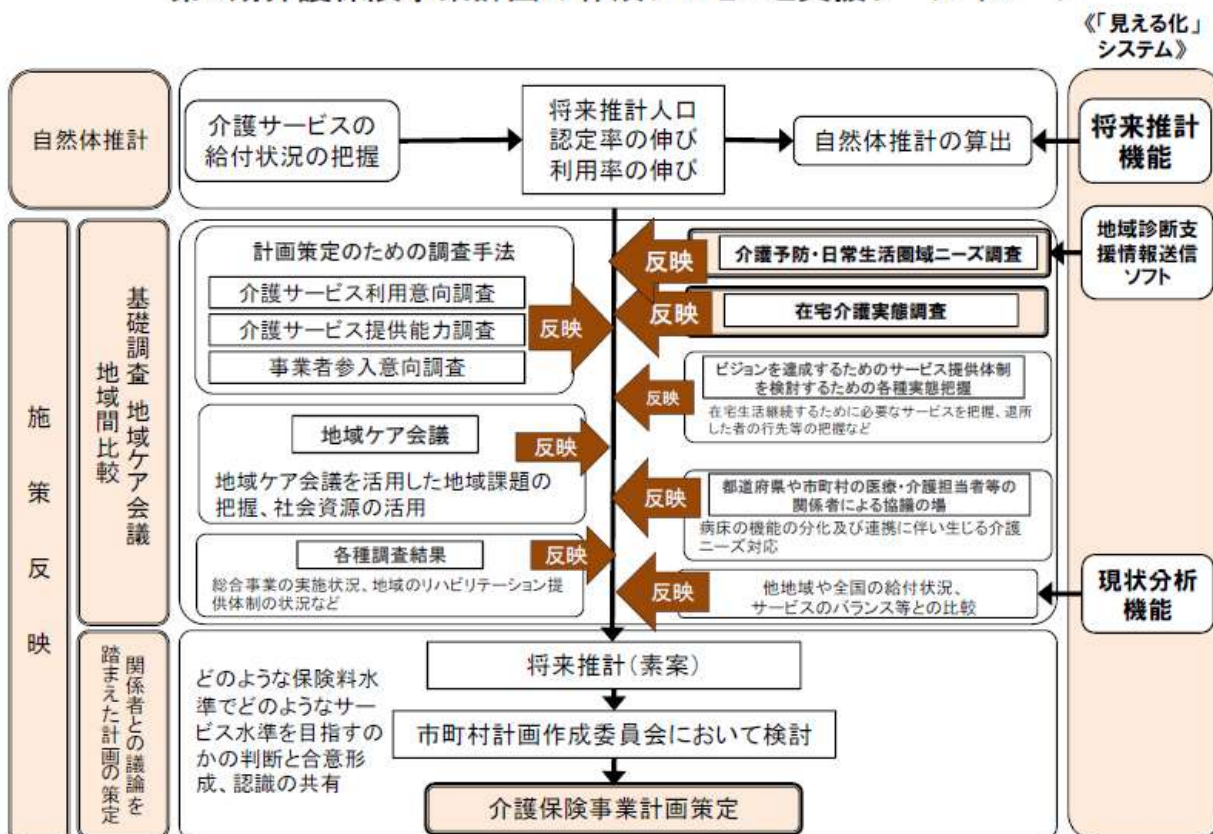
### 都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)  
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

### 基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

## 第8期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ



全国介護保険担当課長会議(令和2年7月31日)資料より